

事務連絡
令和3年6月11日

都道府県民生主管部（局）
市町村後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

} 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に
係る後期高齢者医療保険料の減免等の取扱いに関するQ&Aについて

令和3年度における新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に
係る後期高齢者医療保険料の減免等については、「新型コロナウイルス感染症の影響に
より収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免等について」（令和3
年6月2日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡。以下「事務連絡」という。）によ
りお示したところですが、この事務連絡の取扱いについて、別添のとおり「令和3年度
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療
保険料の減免等の取扱いに関するQ&A」を作成しましたので、内容について御了知いた
だくようよろしくお願いします。

令和3年6月2日
事務連絡

都道府県民生主管部（局）
市町村後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
後期高齢者医療保険料の減免等について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の減免等については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（令和3年3月12日事務連絡。以下「3月12日事務連絡」という。）において具体的な基準案を示すとともに、「後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第9号に関する交付基準について」（令和3年3月31日付け保高発 0331 第4号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「3月31日通知」という。）において特別調整交付金の交付基準をお示したところです。

今般、現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて、特別調整交付金による財政支援の取扱いについて、下記のとおり（下線部は3月12日事務連絡からの内容に係る変更・修正点。）とすることとしますので、当該内容も踏まえて、保険料の減免措置の実施について検討いただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、申請者が直接窓口に来ていただくかなくても済むよう、郵送やオンラインにより申請を受け付け、必要に応じ電話等で事実確認をする等の方法もご検討いただくようお願いいたします。

記

I 財政支援の対象となる保険料の取扱い

- 1 国庫補助の対象となる保険料減免の基準については、別紙のとおりとすること。

2 財政支援の割合については、以下のとおりとすること。なお、3月31日通知については、別途所要の改正を行うこと。

別紙の基準に該当する被保険者に対して、令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来する保険料の減免を行った場合は、次のとおり、後期高齢者医療広域連合を組織する市町村（特別区を含む。以下「構成市町村」という。）における保険料減免総額が構成市町村ごとに算定される後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）第6条第1号に規定する調整前調整対象需要額（以下「構成市町村調整前調整対象需要額」という。）に占める割合に応じて、それぞれに定める割合に相当する額を、特別調整交付金により財政支援すること。

別紙の基準に該当する被保険者に係る令和2年度相当分の保険料額であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、令和3年度の特別調整交付金により、令和3年度分の保険料と同様の財政支援の対象とすること。

(1) 令和3年度分の保険料に係る減免総額（以下「保険料減免総額」という。）が、構成市町村調整前調整対象需要額の1%以上である場合
保険料減免総額の10分の10相当額

(2) 保険料減免総額が、構成市町村調整前調整対象需要額の0.5%以上1%未満である場合
保険料減免総額の10分の6相当額

(3) 保険料減免総額が、構成市町村調整前調整対象需要額の0.5%未満である場合
保険料減免総額の10分の4相当額

3 保険料の減免については、各後期高齢者医療広域連合（以下「各広域連合」という。）が条例に基づき行うものであり、本事務連絡に基づく減免について現行の条例に対応する規定がない場合は、条例の整備が必要となること。

4 減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、遡って

減免を行うことも考えられること。

II 保険料の徴収猶予の取扱い

後期高齢者医療制度において、特別な理由がある者については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 111 条の規定に基づき条例の定めるところにより、各広域連合の判断で、保険料の徴収猶予を行うことが可能とされている。

これらを踏まえ、各広域連合において、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準について」（令和 2 年 5 月 1 日付け保高発 0501 第 1 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）に基づく保険料減免の対象者であって、暫定賦課による保険料の納付が困難な者等に対して、令和 2 年所得に基づく令和 3 年度における保険料賦課額が確定するまでの期間の保険料について、徴収猶予の対応をいただくなどご配慮いただきたいこと。

(別紙)

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の算定基準について

1 財政支援の対象とする減免措置

財政支援の対象となる減免措置は、各後期高齢者医療広域連合（以下「各広域連合」という。）の被保険者について、2に定める基準により各広域連合が条例に基づいて行った保険料の減免措置とする。

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる世帯及び減免額

保険料の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った被保険者につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、いずれの基準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯

【減免額】

同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する世帯

i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

ii 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

iii 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額】

【表1】で算出した対象保険料に、【表2】の世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

【減免額の計算式】

$\text{対象保険料額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料減免額}$ $(A \times B / C)$
--

【表1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A：同一世帯に属する被保険者について算定した保険料額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(注) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除すること。

(2) 減免の対象となる保険料

減免の対象となる保険料は、令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。)が設定されているものとする。

- 3 保険料の減免に要する費用に対する財政支援について
この取扱いは、令和3年度までとすること。

令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
後期高齢者医療保険料の減免等の取扱いに関するQ&Aについて

令和3年6月 11 日
厚生労働省保険局高齢者医療課

※令和2年度Q&A(令和2年5月 11 日付事務連絡)から変更のあったQ&Aについては、問番号に「★」を付している。

【申請受付】

問 1-1 保険料減免の実施時期(申請受付開始時期)については、いつ頃を想定しているのか。

(答)

令和3年度における新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免等については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免等について」(令和3年6月2日付け事務連絡、以下「事務連絡」という。)において、お示したところである。

当該事務連絡を踏まえて、広域連合においては、できる限り速やかに保険料減免に係る周知広報や申請受付等を開始していただきたい。

問 1-2 現下の状況を鑑みて、感染拡大防止に資するような申請方法を検討しているが、何かよい案があれば参考までに教えていただけないか。

(答)

例えば、郵送やオンラインにより申請を受け付け、必要に応じ電話等で事実確認をする等の方法が考えられる。

【減免に対する財政支援の算定基準】

(世帯の主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病)

問 2-1 「重篤な傷病」の定義如何。

(答)

1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合をいう。ここにいう1か月以上の期間には、宿泊療養や自宅療養に係る期間も通算して差し支えない。

問 2-2 新型コロナウイルス感染症により、死亡又は重篤な傷病を負ったことについて、何により確認を行えばよいか。

(答)

医師による死亡診断書や診断書等により確認することが考えられる。

★問 2-3 令和3年4月1日から令和4年3月 31 日までの間に新型コロナウイルス感染症により死亡・重篤な傷病を負った場合に、令和3年度保険料が財政支援の対象となると考えてよいか。また、令和3年3月 31 日までに死亡した場合又は同日まで重篤な傷病を負っていたが、令和3年度にはすでに回復している場合は、令和元年度及び令和2年度の保険料が財政支援の対象であり、令和3年度保険料は財政支援の対象とならないと考えてよいか。

(答)

貴見のとおり。

★問 2-4 重篤な傷病を負っていた期間が令和2年度から令和3年度に跨いでいる場合は、令和元年度(令和2年2月以後納期限分)、令和2年度、および令和3年度の保険料が財政支援の対象となると考えてよいか。

(答)

重篤な傷病を負っていた期間の一部が財政支援の対象期間に含まれている場合には、減免対象とした場合に要した費用は財政支援の対象となる。

(世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少)

問 2-5 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指すのか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症や、そのまん延防止のための措置による影響を指すものであり、直接的・間接的に、新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていること等を踏まえると、収入の減少に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合(例えば、懲戒解雇や令和元年中の離転職等が主な原因となって収入減少したことが明らかな場合等)を除き、国の財政支援の対象から除外するものではない。

問 2-6 事務連絡の別紙の2(1)①又は②の「主たる生計維持者」とは世帯主のことを指すのか。

(答)

これまで保険料減免に対する財政支援を行ってきた際、「主たる生計維持者」とは、基本的に「その者の属する世帯の世帯主」を指すものとして対応してきており、今回も、同様の考え方により対応されたい。なお、国民健康保険においても、世帯主は、主として世帯の生計を維持する者であると解されているものである。

問 2-7 事務連絡の別紙の2(1)② i の「事業収入等のいずれかの減少額」の「事業収入等」については、どういった収入が含まれるのか。株の取引による収入等は含まないのか。

(答)

事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかであり、株の取引による収入等は含まない。

問 2-8 事務連絡の別紙の2(1)② i の「事業収入等のいずれかの減少額」については、事業収入等の「合計額」の減少見込みではなく、「いずれか」の減少見込みで判断するのか。

(答)

貴見のとおり。

問 2-9 事務連絡の別紙の2(1)② iii の「減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額」の「減少することが見込まれる事業収入等」とは、前年に比べて10分の3以上減少する事業収入等を指すのか。

(答)

貴見のとおりであり、前年に比べて減少割合が10分の3未満の事業収入等は含まない。

なお、事務連絡の別紙の2(1)【表1】により、対象保険料額を計算する際の「B:世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額」についても同様であり、前年に比べて減少割合が10分の3未満の事業収入等は含まない。

問 2-10 事業収入等の減少については、あくまで「見込み」で判断することとして差し支えないのか。新型コロナウイルス感染症の終息が現時点では見通せない中で、年間の見込みを判断するのは困難に思うが、どのように前年の当該事業収入等と比較すればよいのか。また、事業収入等の減少を証明する書類はどのようなものが考えられるか。

(答)

事業収入等の減少については、被保険者に対する迅速な支援の観点から、「見込み」で判断することとして差し支えない。

この「見込み」の判定方法については、例えば、申請時点までの一定の期間の帳簿や給与明細書の提出等により、年間を通じた収入の見通しを立てていただくなど、一定の合理性を担保しつつ判断いただくことが考えられる。

問 2-11 令和2年の収入額や所得額については、6月頃に税務担当課から提供を受けることから、減免の判断に関しても、それを待って、収入減少の程度を判断することとなるのか。

(答)

令和2年の収入額や所得額についても、確定申告書の写しや源泉徴収票の写しなどを用いることで、できる限り速やかに判断していただきたい。

★問 2-12 国や都道府県から支給される各種給付金(特別定額給付金や持続化給付金等)については、事務連絡の別紙の2(1)②の「事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)」における「保険金、損害賠償等により補填されるべき金額」、「合計所得金額」、「前年の所得の合計額」及び「前年の所得額」に含まれるのか。

(答)

国や都道府県から支給される各種給付金については、事業収入等の計算に含めないこととする。また、「合計所得金額」、「前年の所得の合計額」及び「前年の所得額」については、税法上の取扱いに準じて対応いただきたい。

問 2-13 事務連絡の別紙の2(1)② i の「保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額」、事務連絡の別紙の2(1)【表2】の「事業等の廃止や失業」について証明する書類は、どのようなものを想定しているのか。

(答)

保険金、損害賠償等により補填されるべき金額については、その有無を申請書に記載すること等により申告していただいた上で、該当するものがある場合には、帳簿や保険契約書等により確認するものと考えられる。

また、事業等の廃止や失業についても同様に、その該当の有無を申請書に記載していただく等により確認の上、該当する場合には、廃業等届出書や、事業主の証明等により確認するものと考えられる。

★問 2-14 令和2年度の年間の収入見込みに基づき減免決定した後に、令和2年度の収入実績と見込み額とで差異が生じた場合には、再判定の必要はあるか。また、収入実績で判定したとき減収要件を満たさなかった場合には、減免決定を取り消されなければならないか。

(答)

減免要件である事業収入等の減少については、当省のQ&A(令和2年5月11日付事務連絡)において、被保険者に対する迅速な支援の観点から、「見込み」で判断することとして差し支えないとしている。このため、結果として収入が3割以上減少しなかった場合でも、不正などにより、収入を過小に見込んで申告していたと認められる場合を除き、再判定をする必要は無い。

★問 2-15 事務連絡の I の2に「別紙の基準に該当する被保険者に係る令和2年度相当分の保険料額であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、令和3年度の特別調整交付金により、令和3年度分の保険料と同様の財政支援の対象とすること。」とあるが、他にはどのような場合が該当するのか。

(答)

「令和2年度末に資格を取得したこと」の記載は、令和2年度相当分の保険料の普通徴収の納期限が令和3年4月以後に到来するケースの事例として記載しているものであり、被保険者の個別の事情に応じて広域連合においてご対応いただくものである。

★問 2-16 事務連絡のⅠの2に「別紙の基準に該当する被保険者に係る令和2年度相当分の保険料額であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、令和3年度の特別調整交付金により、令和3年度分の保険料と同様の財政支援の対象とすること。」とあるが、令和3年4月以後に納期限が到来する令和元年度相当分の保険料についても、同様に財政支援の対象となるか。

(答)

令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和元年度相当分の保険料のうち、令和2年2月分以降のものについても、令和3年度分の保険料と同様の財政支援の対象となる。

なお、賦課権の期間制限の到来以後は、減免決定による変更賦課を行うことはできない。

★問 2-17 事務連絡のⅠの4において、「減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合について、徴収前に減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、遡って減免を行うことも考えられること。」とある。令和2年度の財政支援の対象となっている保険料(令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限があるもの)であって、既に徴収したものの減免についても財政支援の対象となるか。

(答)

徴収前に減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると認められる場合には、令和2年度の財政支援の対象となっている保険料(令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限があるもの)であって、既に徴収したものの減免についても令和3年度の特別調整交付金により、財政支援の対象となる。

なお、「やむを得ない理由」については、被保険者の個別の事情に応じて広域連合においてご対応いただくものである。

★問 2-18 事務連絡のⅠの2(1)～(3)「保険料減免総額」とあるが、令和3年度分の保険料と同様の財政支援の対象となる令和3年4月以後に納期限が到来する令和元年度相当分の保険料又は令和2年度相当分の保険料の減免を行った場合には、当該減免額を保険料減免総額に加算して差し支えないか。

(答)

貴見のとおり。

★問 2-19 事務連絡のⅠの2(1)～(3)にある「保険料減免総額」は、事務連絡の別紙に基づく減免を行った保険料減免総額のみを意味するのか。

(答)

貴見のとおり。

★問 2-20 減免を実施した場合の広域連合の負担分に対し、市町村に交付された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することは可能か。

(答)

貴見のとおり。

減免を実施した場合における広域連合の負担分については、市町村に交付された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」から広域連合に交付される補助金をもって充てることは可能。詳細については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A(第5版)」1-33をご参照いただきたい。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 Q&A (第5版)」 1-33

1-33 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家賃、給食費等を減免する場合に交付金を充当できるか。

本交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、地方公共団体が徴収する使用料等の減免も含め、原則として使途（事業内容）に制限はない。

ただし、地方公共団体が徴収する使用料等の減免自体は歳入の減少に過ぎない一方で、本交付金は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用に対して充当するものであること（制度要綱第3の3）から、本交付金を充当する費用（歳出）を地方公共団体において整理しておく必要がある。（減免内容を明確にした上で、臨時交付金充当額はその額の範囲内である必要がある。）

なお、減免を実施する会計ごとに、実施計画における記載方法としては、以下を参考にされたい。

【一般会計・特別会計】

実施計画の事業概要②（経費内容）は、「〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③（積算根拠）としては減免額の積算根拠を記載する。

【公営企業会計】

実施計画の事業概要②（経費内容）は、「〇〇会計に繰り出し、〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③（積算根拠）としては減免額の積算根拠を記載する。